

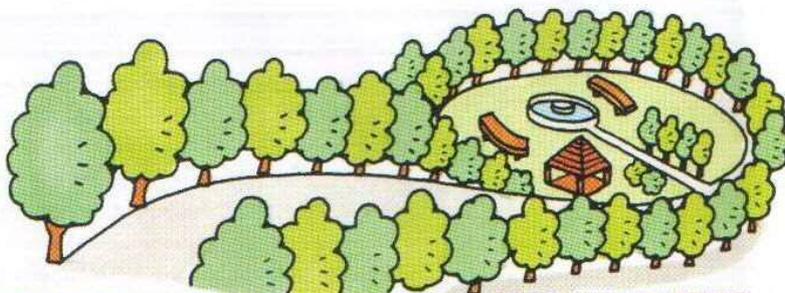
8. 都市公園設置上の決まり事

—公園施設の種類—

公園の中に設けてもよい施設は、下記のものに限定されています。

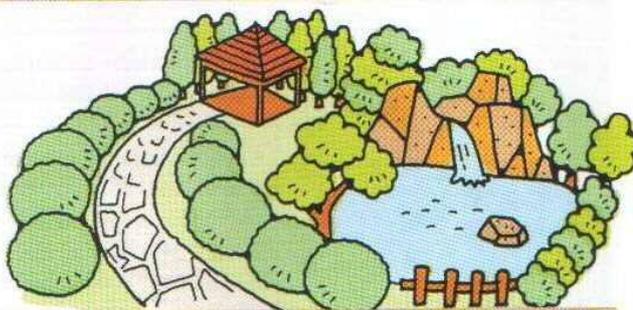
■園路及び広場

園路、広場



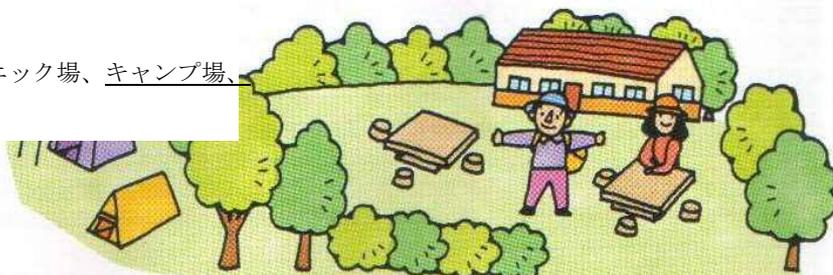
■修景施設

植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰だな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫刻、燈籠、石組、飛び石、その他これらに類するもの



■休養施設

休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場、その他これらに類するもの



■遊戯施設

ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒歩池、舟遊場、魚釣り場、メリーゴーランド、遊戯用電車、野外ダンス場、その他これらに類するもの



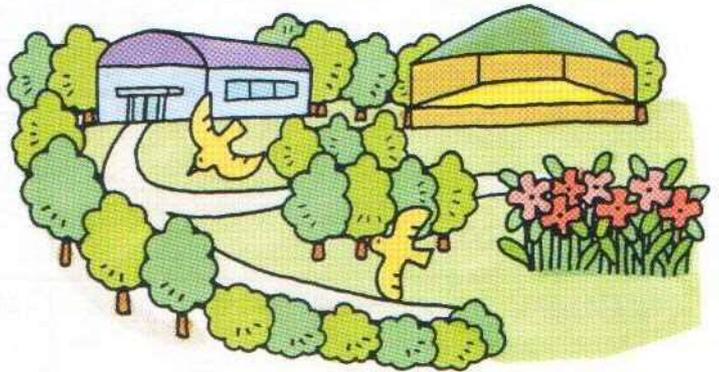
■運動施設

野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設、その他これらに類するもの、これらに附属する観覧席、更衣室、控え室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類するもの



■ 教養施設

植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑、その他これらに類するもの、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復元したもので学術的価値の高いもの（国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画（仮称）」に基づき整備復元するものに限る）



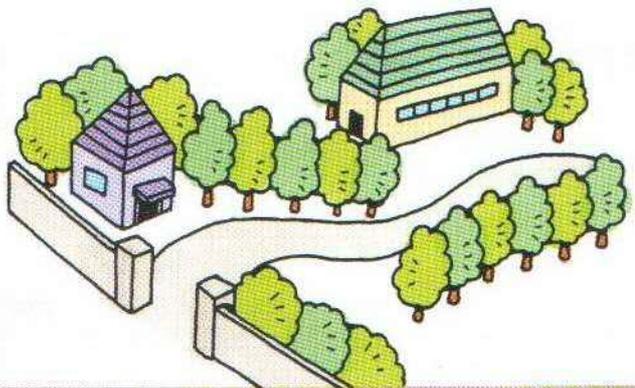
■ 便益施設

売店、飲食店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設、便所、荷物預かり所、時計台、水飲場、手洗場、その他これらに類するもの



■ 管理施設

門、さく、管理事務所、詰所、倉庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ゴミ処理場、くず箱、水道、井戸、暗きょ、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設、その他これらに類するもの



■ その他の施設

展望台、集会所

■ 災害応急対策施設

（地域防災計画に位置づけのある公園に限る）

備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送設備、情報通信設備、ヘリポート、係留施設、発電施設、延焼防止のための散水施設



※ ○○ 下線があるものは、政令31条に基づく補助対象施設

—建ぺい率等—

○都市公園の建ぺい率(通常2%以下)

注：数値はすべて参酌基準

最大 34%	最大 24%	最大 12%	
特例 +2% 仮設公園施設 (令6⑤)			
特例 +10% 屋根付広場等高い開放性を有する建築物 (令6④)			
特例 +20% 教養・文化施設で ・文化財保護法 に基づき指定された建築物 ・景観法に基づき指定され た建築物 ・歴史まちづくり法に基づき 指定された建築物 (令6③)	特例 +10% ・休養施設、運動施設、教 養施設 ・災害応急対策に必要な施 設 ・都道府県立自然公園のた めの施設 (令6②)	特例 +10% 公募対象公園施設 (休養施設等に該 当しないもの) (令6⑥)	特例 +10% 滞在快適性等向上 公園施設 (令6⑦)
		通常建蔽率 2% 公園施設として設けられる建築物 (法4①本文)	

公募対象公園施設のうち、休養施設等に該当するものは、令6②を適用

○運動施設率(50%以下)

運動施設の敷地面積の総計は当該都市公園の敷地面積の50%を超えてはならない

○緑被率(30%～80%以上)

- ・住区基幹公園及び都市基幹公園 50%以上
(ただし街区公園及び運動公園にあつては30%以上)
- ・緩衝緑地及び緑道 70%以上
- ・都市緑地 80%以上
- ・墓 園 60%以上

○その他

- ・メリーゴーランド、遊戯用電車等の遊戯施設で利用料金をとるものは5ha以上
ゴルフ場は50ha以上の都市公園でなければ設けてはならない。
- ・分区園の一の分区の面積は、50㎡を超えてはならない
(分区園：一定規模の農耕地をいくつかの小区画として区切り、趣味等の利用に貸し付ける菜園地)